

令和2年度石川県農業活性化協議会 第2回通常総会

日 時：令和2年12月9日（水）

10：00～

場 所：石川県庁

11階 1105会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 情勢報告

4. 議事録署名人選出

5. 議 事

議案1

令和3年産の需要に応じた米等の生産について

議案2

令和3年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分について

議案3

令和3年産主食用米の地域協議会間調整の実施について

議案4

令和3年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について

6. 閉 会

令和2年度 石川県農業活性化協議会 第2回通常総会（座席表）

令和2年12月9日(水) 10時から
石川県庁11階 1105会議室

寺田委員
(株)米心石川
安田副会長
(石川県農林水産部)
西沢会長
(JA石川県中央会)
末政委員
(JA全農いしかわ)
島野委員
(石川県農業共済組合)

佐南谷委員
(公財)いしかわ農業総合支援機構

小林委員
(石川県立大学)

片岡委員
(株)八幡

打和委員
(石川県町長会)

平 地方参事官
(北陸農政局)

石井 県農林水産部
参事

西野委員
(いしかわ農業振興協議会)

佛田委員
(石川県農業法人協会)

前寺委員
(石川県土地改良事業団体連合会)

牧委員
(JA石川県中央会)

松村委員
(一社)石川県農業会議

宮田委員
(税理士法人宮田会計)

川本 JAグループ石川
営農戦略室業務担当次長
岡田 JAグループ石川
営農戦略室長
中村 JA全農いしかわ
米穀園芸部長
西 JA石川県中央会
参事
江藤 県農林水産部
生産流通課長
中村 県農林水産部
生産流通課担当課長

【欠席】

浅田委員
桶田委員
能木場委員
横山委員

事務局

情勢報告資料

今回の基本指針の変更のポイント

前回 (10月16日)

- 令和元/2年の主食用米等の需給実績(速報値)
(基本指針の図1「令和元/2年の需要実績」に基づき作成)

	(単位:万トン)
令和元年6月末民間在庫量	A 189
令和元年産主食用米等生産量	B 726
令和元/2年主食用米等供給量計 C=A+B	915
令和元/2年主食用米等需要量	D 713
令和2年6月末民間在庫量	E=C-D 201

令和2年6月末在庫量の減少による増加
②

生産者在庫量の確定に伴う変更
①

- 令和2/3年の主食用米等の需給見通し(速報値)

	(単位:万トン)
令和2年6月末民間在庫量	E 201
令和2年産主食用米等生産量	F 735
令和2/3年主食用米等供給量計 G=E+F	936
令和2/3年主食用米等需要量	H 709 ~ 715
令和3年6月末民間在庫量	I=G-H 221 ~ 227

令和2年10月15日現在の作柄概況に基づく変更
(作況指数:101→99)
③

令和元/2年の需要量の変更及び人口推計値の更新による増加
④

注1:令和2年産主食用米等生産量は、9月15日現在の予想収穫量であり、今後、変動する可能性がある。
注2:令和2/3年主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向等によって、今後、変動する可能性がある。

- 令和3/4年の主食用米等の需給見通し(速報値)

	(単位:万トン)
令和3年6月末民間在庫量	I 221 ~ 227
令和3年産主食用米等生産量	J 679
令和3/4年主食用米等供給量計 K=I+J	900 ~ 906
令和3/4年主食用米等需要量	L 704
令和4年6月末民間在庫量	M=K-L 196 ~ 201

上記、変更後の令和2年6月末の民間在庫量200万トンを超えない水準になるものとして変更
⑤

令和元/2年の需要量の変更及び人口推計値の更新による増加
⑥

今回 (11月5日)

- 令和元/2年の主食用米等の需給実績(確定値)
(基本指針の図1「令和元/2年の需要実績」に基づき作成)

	(単位:万トン)
令和元年6月末民間在庫量	A 189
令和元年産主食用米等生産量	B 726
令和元/2年主食用米等供給量計 C=A+B	915
令和元/2年主食用米等需要量	D 714
令和2年6月末民間在庫量	E=C-D 200

- 令和2/3年の主食用米等の需給見通し(速報値)

	(単位:万トン)
令和2年6月末民間在庫量	E 200
令和2年産主食用米等生産量	F 723
令和2/3年主食用米等供給量計 G=E+F	923
令和2/3年主食用米等需要量	H 711 ~ 716
令和3年6月末民間在庫量	I=G-H 207 ~ 212

注1:令和2/3年主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向等によって、今後、変動する可能性がある。

- 令和3/4年の主食用米等の需給見通し(速報値)

	(単位:万トン)
令和3年6月末民間在庫量	I 207 ~ 212
令和3年産主食用米等生産量	J 693
令和3/4年主食用米等供給量計 K=I+J	900 ~ 905
令和3/4年主食用米等需要量	L 705
令和4年6月末民間在庫量	M=K-L 195 ~ 200

過去最大の作付削減面積と同規模の面積を削減した場合の参考値
692

899 ~ 904
705
194 ~ 199

変更の考え方

- ① 令和2年6月末民間在庫量 【201万トン → 200万トン】
- ② 令和元/2年主食用米等需要量 【713万トン → 714万トン】

- ・①の「令和2年6月末民間在庫量」のうち、生産段階の在庫量の推計に、「生産者の米穀在庫等調査」(農林水産省統計部)を使用。
- ・基本指針策定時(7月)及び10月変更時は、上記調査の「6月末在庫の見込み数量」(7月30日公表)を使用して生産段階の在庫量を推計。
- ・11月4日に、上記調査の見込み数量が「確定数量」として公表。これを基に生産段階の在庫量を推計した上で、①の「令和2年6月末民間在庫量」を求めると「200万トン」。

- ・その結果、②の「令和元/2年主食用米等需要量」は1万トン増加し【714万トン】。

(参考) 6月末民間在庫量の推移 (単位:万トン)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
民間在庫	213	175	182	184	161	212	216	181	180	224	220	226	204	199	190	189	200

- ③ 令和2年産主食用米等生産量 【735万トン → 723万トン】

- ・令和2年10月15日現在の予想収穫量に基づき変更。

(参考) 作柄概況

	10.15作柄概況	9.15作柄概況
作況指数	99	101
予想収穫量(万t)	723	735

- ④ 令和2/3年主食用米等需要量 【709～715万トン → 711～716万トン】
- ⑥ 令和3/4年主食用米等需要量 【704万トン → 705万トン】
- ★ 令和3年6月末民間在庫量 【221～227万トン → 207～212万トン】

- ・主食用米等需要量の見直しは、平成30年11月基本指針以降に採用している手法(1人当たり消費量に人口を乗じる手法)により推計。
- ・推計で使う人口データについては、基本指針策定時(7月)及び10月変更時は、「人口推計(総務省)」の令和元年10月1日現在総人口(確定値)を基にしていたが、10月20日に令和2年10月1日現在の概算値が公表されたので、この最新データを今回の変更では使用。
- ・加えて、上記②のとおり令和元/2年需要量が714万トンとなったことから、これら最新データにより推計すると、④の令和2/3年主食用米等需要量の幅の上限值は「716万トン」。
- ・一方、10月の基本指針で推計した**新型コロナウイルス感染症の影響等の特別な要因による需要減少量【5.2万トン】**を、716万トンから引くと下限値は「711万トン」。
- ・⑥の令和3/4年主食用米等需要量は、④の変更後のデータから従来手法で推計すると「705万トン」。
- ★上記②③④の要因により、令和3年6月末民間在庫量の見直しも減少する。

- ⑤ 令和3年産主食用米等生産量(見直し) 【679万トン → 693万トン】
- ★ 令和4年6月末民間在庫量 【196～201万トン → 195～200万トン】

- ・基本指針10月変更時と同じ考え方方で、需給緩和傾向を早期に抑えるために、令和4年6月末民間在庫量の水準を、令和2年6月末民間在庫量(上記①のとおり200万トン)を超えないように設定すると、⑤の令和3年産主食用米等生産量(見直し)は「693万トン」。
- ★上記⑤⑥の要因により、令和4年6月末民間在庫量の見直しも減少する。

議案資料

- | | | | |
|-----|------------------------------------|------|----|
| 議案1 | 令和3年産の需要に応じた米等の生産について | ・・・P | 1 |
| 議案2 | 令和3年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分について | ・・・P | 7 |
| 議案3 | 令和3年産主食用米の地域協議会間調整の実施について | ・・・P | 11 |
| 議案4 | 令和3年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について | ・・・P | 15 |

令和3年産の需要に
応じた米等の生産について

(案)

令和2年12月
石川県農業活性化協議会

目次

令和3年産の需要に応じた米等の生産について

- 1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み1
- 2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法2
- 3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整3
- 4 水田フル活用の促進4
- 5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用5
- 6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割6

令和3年産の需要に応じた米等の生産について

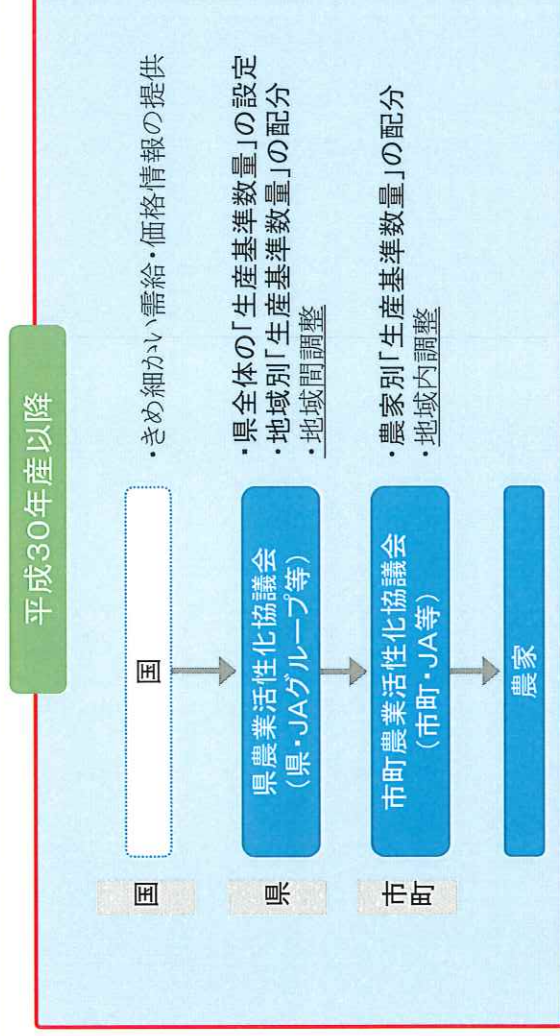
1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み

○ 本県における基本的な考え方（平成29年3月24日 県農業活性化協議会通常総会において決定）

- ・ 主食用米の需要減少が見込まれる中で、本県農業者の所得を確保するためには、県産米へのニーズに応えるための売れる米づくりに向けた取組を推進する一方、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要。
- ・ このため、県段階及び地域段階の農業活性化協議会を中心に、農業者、農業関係機関・団体、行政等が一体となつて、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米の生産（需給調整）を基本に、麦、大豆、園芸作物、非主食用米等を適切に組み合わせた水田のフル活用の取組を進め、本県農業者の所得の確保を図る。
- ・ 国に対し全国段階における主食用米の需給バランスの確保を要望しつつ、生産者が取り組みやすく、現場に大きな混乱をきたさないよう、従来のスキームを基本とした仕組みを構築するとともに、全国段階での米需給や各県の動向を注視しながら、生産現場の意見等を踏まえて取組の見直しを行う。

○ 需要に応じた米等の生産の仕組み

- ・ 生産数量目標に代わる主食用米の「生産基準数量」を設定し、県段階から地域段階、地域段階から農家段階に提示し、基準数量以内の生産となるよう調整
- ・ 県協議会、地域協議会が連携し、需給調整に対する農家の理解が得られるよう働きかけるとともに、きめ細かな情報を提供



2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法

(1) 主食用米の「生産基準数量」の設定

- ・農業活性化協議会において、行政、生産者、販売業者など関係者の合意のもとで主食用米の「生産基準数量」を決定。
- ・主食用米の「生産基準数量」は、国の考え方も踏まえつつ、国が公表する本県需要実績に基づき設定。
- ・将来的な県産米の需要見込みを考慮した配分を見据え、地域や集荷業者等ごとの需要見込みの把握方法を検討。

本県における令和3年産主食用米の「生産基準数量」

区分	2年産	3年産	増減(3-2年産)
全国の生産量の見通し	708~717 万トン	693 万トン	▲15~24 万トン
本県の生産基準数量	119,342 トン	115,980 トン	▲ 3,362 トン

・平成29~令和元年度の本県需要実績に、全国の生産量の見通しの減少率を勘案し、設定。

(参考:前年度)

区分	元年度	2年産	増減(2-元)
全国の生産量の見通し	718~726 万トン	708~717 万トン	▲9~10 万トン
本県の生産基準数量	120,996 トン	119,342 トン	▲ 1,654 トン

(2) 県協議会から地域協議会への配分

- ・主食用米の「生産基準数量」は、これまでと同様、水田台帳面積と1等米比率を基本として算定することとし、地域ごとの生産力の実態と乖離しないよう、水田台帳面積に主食用米の作付率を乗じることで作付実績を考慮する。

※作付率：主食用米の「生産基準数量」に対する作付面積（上限100%、7中5で算出）。作付率が高いほど配分数量が増える仕組み

(3) 地域協議会から認定方針作成者への配分

- ・地域の生産実態等を踏まえた地域独自の配分に配慮。

(4) 水田台帳面積の報告、作付実績の確認

- ・各市町は水田台帳面積を整備し、9月末までに県に報告。
- ・地域協議会が営農計画書に基づき、農業者ごとの主食用米の作付実績を確認し、7月末までに県協議会に報告。

※修正が必要となった場合は10月末までに報告

3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整

・主食用米の「生産基準数量」を遵守した上で主食用米の生産を最大限に行うため、基準数量の地域協議会内と地域協議会間の調整をきめ細かに実施することにより、需要に応じた主食用米の作付けを目指す。
 →地域協議会間の調整は県協議会事務局が、地域協議会内の調整は地域協議会事務局が中心となり実施

・主食用米の「生産基準数量」の円滑な調整とともに需要のある作物の生産拡大に向けた取組を促す観点から、基準数量の出し手となる地域協議会に対して、調整数量(面積)に応じた産地交付金を配分。(5,000円/10a 第2回調整までの調整数量(面積)に応じて配分)

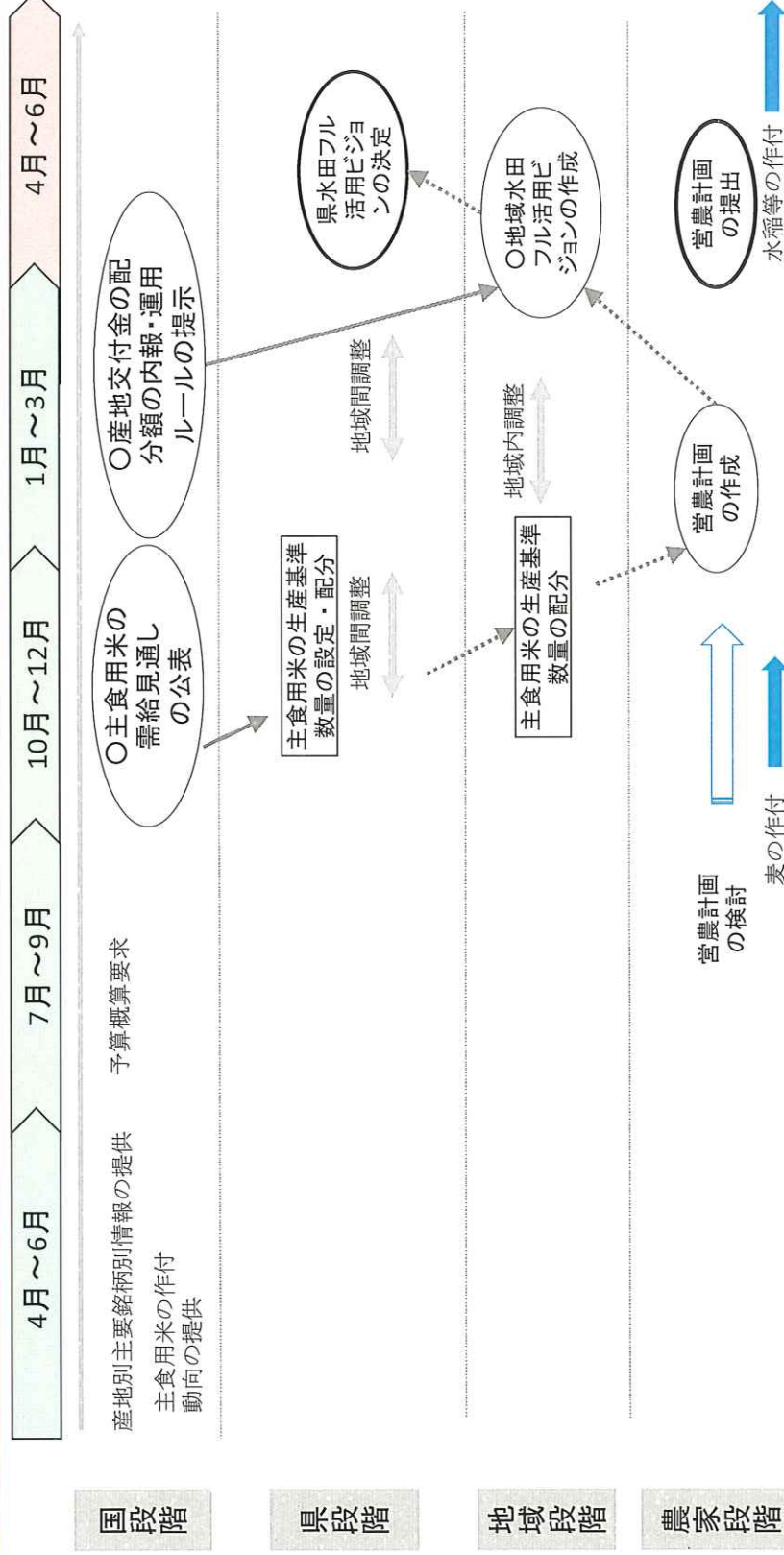
※出し手地域協議会は、上乘せ交付された産地交付金を主食用米以外の作物作付けに対する産地交付金の財源の一部として活用

時期	県協議会	地域協議会
12月	主食用米の「生産基準数量」の配分 (県協議会⇒地域協議会) 来年产米の数量調整に係る意向調査の実施 (県協議会⇒地域協議会) 第1回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 (県協議会⇒地域協議会)	地域内で前年产主食用米実作付等を踏まえた数量を報告 (地域協議会⇒県協議会) 主食用米の「生産基準数量」の配分 (地域協議会⇒農家)
1月～ 2月下旬	来年产米の数量調整に係る意向調査の実施 (県協議会⇒地域協議会)	地域協議会内調整の実施 (地域協議会⇄農家) 地域内で調整未了となった数量を報告 (地域協議会⇒県協議会)
3月上旬	第2回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 (県協議会⇒地域協議会)	調整数量の通知 (地域協議会⇒農家)

※過不足のない主食用米の作付けを図るため、3月上旬以降も可能な限り対応することとする。

4 水田フル活用の促進

- ・国の制度(転作作物への作付け助成等)を最大限活用することにより、実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を積極的に推進するとともに、水田の高度利用を促進することにより、水田農業の収益最大化を図る。
- ・麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、備蓄米、加工用米、飼料用米等の新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を抑制する。
- ・需要に応じた作物の作付の推進に向け、引き続き県協議会・地域協議会段階の「水田フル活用ビジョン」において生産振興方針等を示す。



5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用

(1) 産地交付金の趣旨

・「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある産品の産地づくりに向けた取組を支援するもの。

A：都道府県や地域協議会が対象作物、助成水準等を設定するもの（戦略作物の作付等に応じて県が地域協議会に財源を配分するもの）。
B：国が指定する取組に対し、当年の実績に応じて都道府県に配分するもの。

(2) 県における配分方法

・県設定：①園芸4品目の新規作付増反面積、②麦、大豆、非主食用米、園芸4品目等の二毛作面積、

③麦・大豆の収量向上の取組（土づくり・排水対策）面積に応じて交付（案）。

・地域配分：①麦、大豆を基幹作とした水田の高度利用面積、②耕畜連携面積、③生産基準数量地域間調整の出し手面積、④旧従来枠シェア、⑤麦、大豆、産地戦略作物等における総作付面積のシェアに応じて配分。

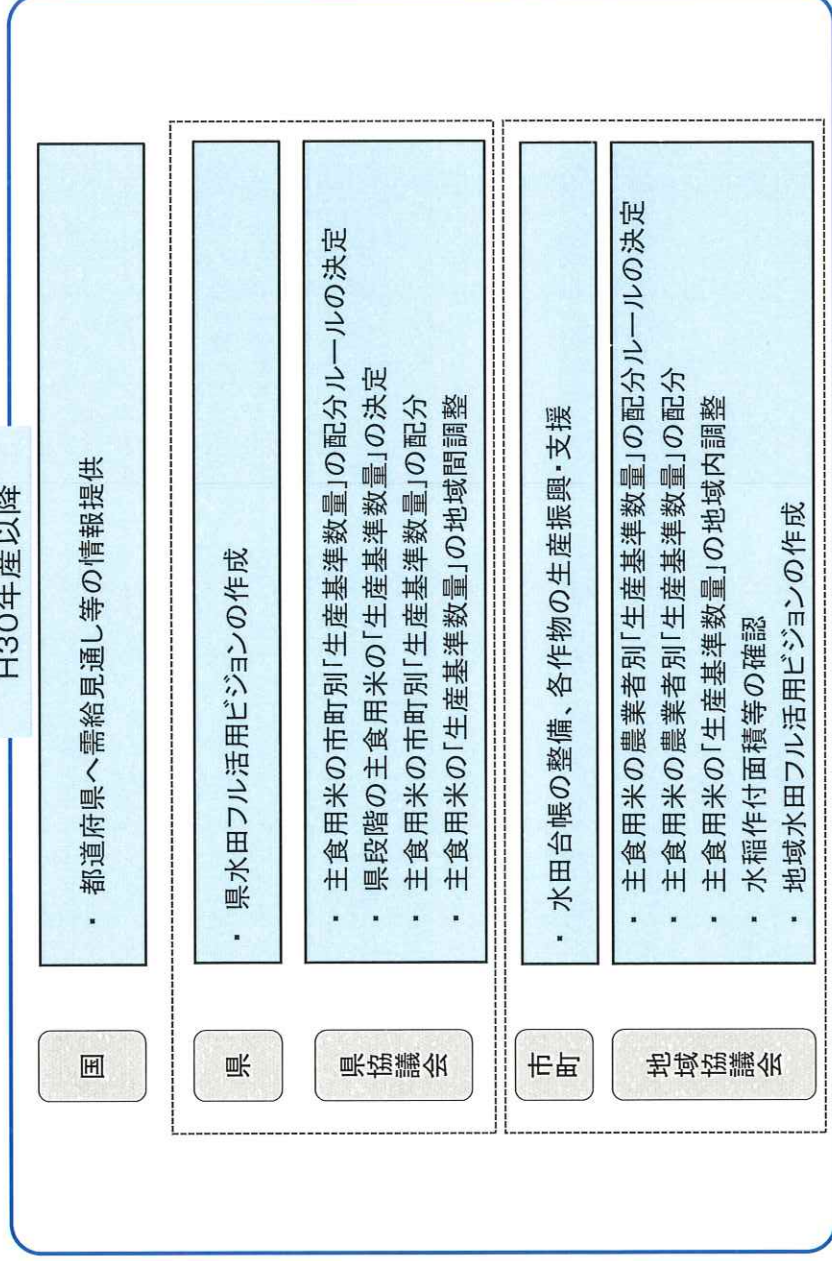
(3) 配分等のスケジュール（予定）

・1月中旬 国からの産地交付金の配分額の内報・運用ルールの提示
・1月下旬 産地交付金の配分案の作成（県協議会）
・2月上旬 地域協議会・農家からの意見聴取
・3月上旬 県農業活性化協議会において、産地交付金の配分を決定

6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割

- (1) 県農業活性化協議会（県、JAグループ、生産者、消費者団体等）
 - ・主食用米の「生産基準数量」の検討など米政策に係る重要事項の審議を行うため、協議会内に地域農業活性化協議会により構成する米政策部会を設置（29年5月設置）。
- (2) 地域農業活性化協議会（市町、JA、生産者、消費者団体等）
 - ・地域の農業振興の基本となる水田フル活用ビジョンを検討するため、地域の幅広い担い手農家や集荷業者・団体等の参画に配慮。
- (3) 担い手農家等の意向を踏まえた制度運営
 - ・県協議会・地域協議会において、石川県農業法人協会やいしかわ農業振興協議会等の担い手農家等と意見交換を実施し、それらの意を踏まえた制度運営に配慮。
- (4) 運営体制の維持・強化
 - ・国の事務費予算の確保を要望。

H30年産以降



令和3年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分（案）

1 本県における生産基準数量の設定

115,980トン

(1) 背景

令和元年産以降の本県生産基準数量は、本県需要量をベースに全国の主食用米生産量の見通し（以下、適正生産量という）の減少傾向を反映させて設定している。

(2) 設定方法

平成29年～令和元年の石川県産米の需要量(3カ年平均)
122,058トン・・・①

平成29年～令和元年の全国の適正生産量等(3カ年平均)
7,293,333～7,320,000トン・・・②

令和3年産 全国の適正生産量
6,930,000トン・・・③

適正生産量の減少率(1-③/②)
4.98～5.33%・・・④

適正生産量の減少を勘案した本県の生産基準数量(①×(1-④))
115,552～115,980トン

全国の需給見通し等の減少を勘案した結果、上記のとおりとなるが、令和3年産米の生産基準数量は、需給環境の安定に配慮しつつ、本県の戦略作物等(麦、大豆、非主食用米 他)を含めた生産実態を踏まえ、115,980トンとする。

区 分	2年産	3年産	増 減(3-2年産)
全国の生産量の見通し	708～717 万トン	693 万トン	▲15～24 万トン
本県の生産基準数量	119,342 トン	115,980 トン	▲ 3,362 トン

2 地域協議会別生産基準数量の配分

(1) 生産基準数量の配分方針

県協議会から地域協議会に対する生産基準数量の配分については、これまでの生産数量目標の市町への配分と同様、本県における生産基準数量のうち、90%を市町から報告のあった見直し後の水田面積、10%をコシヒカリの1等米比率を基本として算定。ただし、作付実績を考慮するため、水田面積に主食用米の作付率（7年中5）を乗じて算定する。

(2) 地域協議会別生産基準数量の算定方法

① 本県における生産基準数量 = (A)

② 教育・試験研究機関（以下「教育機関等」という）における水稻作付予定面積を、該当協議会の基準単収で数量に換算し、当該数量(B)を本県における生産基準数量から控除

$$\text{生産基準数量 (A)} - (B) = (C)$$

③ 水田面積に基づく配分

$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の米生産可能数量} (\ast 3)}{\text{県全体の米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 90\% = (D)$$

(※3) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収

④ コシヒカリの1等米比率に基づく配分

$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の1等米生産可能数量} (\ast 4)}{\text{県全体の1等米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 10\% = (E)$$

(※4) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収 × 地域協議会別1等米比率

⑤ 地域協議会別配分数量 = (D) + (E)

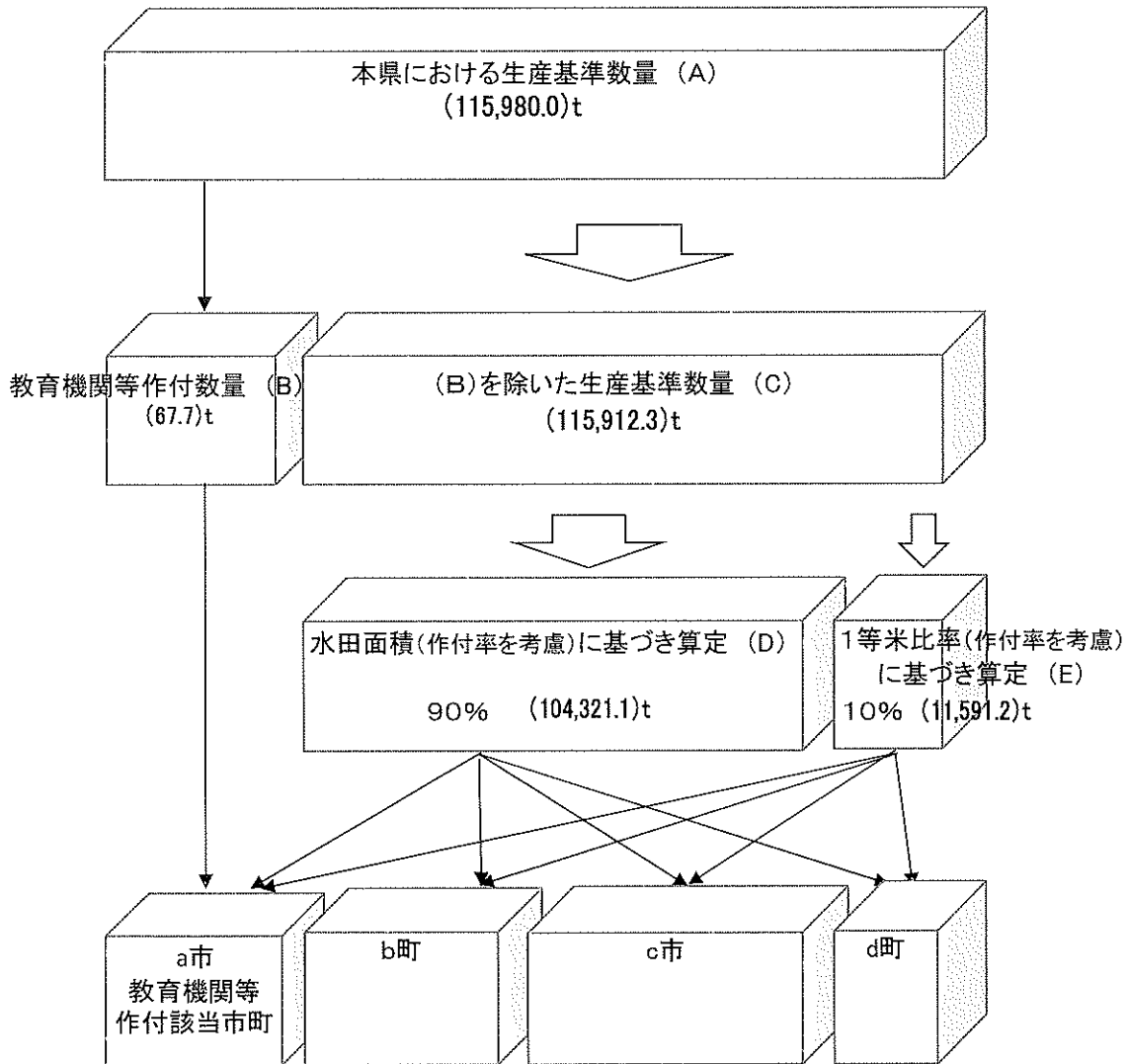
⑥ 上記②で控除した数量 (B) を作付けが行われる地域協議会へ算入

3 生産基準数量達成への取組

県産米の需要に応えるべく、各地域協議会は生産基準数量を最大限作付できるよう取り組むこととする。

なお、地域協議会の生産基準数量を超える場合、政府備蓄米への売渡しを行うこととする。
(地域協議会別の政府備蓄米売渡数量は生産基準数量の外数で別途設定)

【算定イメージ】地域協議会別生産基準数量の配分方法



〈 算定の基礎となる指標 〉

- (1) 水田面積
地域協議会毎の水田面積を基に前年度の出入り作面積を加除して算定
- (2) 作付率
地域協議会毎の生産基準数量に対する主食用米の作付面積の割合を直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定。
- (3) 1等米比率
地域協議会毎の直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定

令和3年産主食用米の地域協議会別生産基準数量(案)

(トン、ha)

協議会名	3年産当初		2年産当初		2年産当初との差	
		面積換算		面積換算		面積換算
加賀市	10,859.5	2,026.0	11,170.3	2,076.3	▲ 310.8	▲ 50.3
小松市	12,420.6	2,330.3	12,779.0	2,393.1	▲ 358.4	▲ 62.8
能美市	5,859.4	1,083.1	6,094.5	1,126.5	▲ 235.1	▲ 43.4
川北町	2,799.1	498.9	2,897.9	516.6	▲ 98.8	▲ 17.7
白山市	15,712.7	2,815.9	16,160.5	2,896.1	▲ 447.8	▲ 80.2
野々市市	1,055.8	189.2	1,095.2	196.3	▲ 39.4	▲ 7.1
金沢市	11,014.6	2,058.8	11,337.9	2,115.3	▲ 323.3	▲ 56.5
河北郡市	8,002.8	1,516.6	8,348.9	1,581.2	▲ 346.1	▲ 64.6
うち津幡町	4,914.6	927.3	5,093.1	961.0	▲ 178.5	▲ 33.7
うち内灘町	216.9	42.4	235.8	46.1	▲ 18.9	▲ 3.7
うちかほく市	2,871.3	546.9	3,020.0	574.1	▲ 148.7	▲ 27.2
羽咋市	7,285.1	1,417.3	7,519.6	1,454.5	▲ 234.5	▲ 37.2
宝達志水町	4,518.2	879.0	4,638.8	899.0	▲ 120.6	▲ 20.0
志賀町	7,775.0	1,539.6	7,947.8	1,576.9	▲ 172.8	▲ 37.3
中能登町	5,105.9	1,029.4	5,244.0	1,053.0	▲ 138.1	▲ 23.6
七尾市	9,226.3	1,886.8	9,423.6	1,931.1	▲ 197.3	▲ 44.3
穴水町	1,779.3	382.6	1,846.7	398.9	▲ 67.4	▲ 16.3
輪島市	4,904.7	1,032.6	5,007.5	1,060.9	▲ 102.8	▲ 28.3
能登町	3,841.0	829.6	3,924.8	851.4	▲ 83.8	▲ 21.8
珠洲市	3,820.0	799.2	3,905.0	822.1	▲ 85.0	▲ 22.9
県計	115,980.0	22,314.9	119,342.0	22,949.2	▲ 3,362.0	▲ 634.3

令和3年産地域協議会間調整の実施について（案）

1. 趣旨

国から提供された需給見通しに基づき、石川県農業活性化協議会（以下、「県協議会」という。）が設定し、地域農業活性化協議会（以下、「地域協議会」という。）に配分した「主食用米の生産基準数量」（以下、「生産基準数量」という。）について、基準数量内で過不足のない作付けを行うため、地域協議会間の調整を実施する。

2. 調整方法

(1) 調整窓口

県協議会及び地域協議会が窓口となり地域協議会間調整を行う。

(2) 意向の確認と数量調整

県協議会は、基準数量について、地域協議会に対して意向調査を実施し、各地域協議会からの希望調整数量をとりまとめ、数量調整を行う。

(3) 意向調査実施時期

第1回 令和2年12月9日（水）～12月11日（金）

第2回 令和3年1月25日（金）～2月25日（木）

(4) 調整対象

地域協議会から申出のあった数量について調整する。

第1回の意向調査は、各地域協議会による令和3年産当初配分に対応するため、令和3年産当初配分数量の面積換算値と令和2年産主食用水稻実作付面積を比較・検討したうえで、調整希望数量を申し出るものとする。

第2回の意向調査については、地域協議会内で調整した結果、調整できない数量がある場合に申し出るものとする。

(5) 調整促進措置

調整促進措置として、基準数量の出し手地域協議会に対して、調整分の面積に応じて、転換作物拡大分として10a当たり5千円の産地交付金を交付する。

なお、第1回意向調査で縮小希望を出した協議会が、第2回意向調査で拡大希望を申し出た場合は、第1回の縮小希望数量を上限に他の協議会に優先して調整する。

(6) 調整数量の計算方法

① 拡大希望数量が縮小希望数量を超える場合

縮小希望地域協議会に対して、申出数量全量を縮小することとし、拡大希望地域協議会に対して、次のアとイによって計算した合計数量により配分する。

- ア. 2年産主食用水稲作付面積の数量換算値から3年産当初配分数量を控除した数量による配分【5割】
 イ. 「3年産当初配分数量による配分【5割】」

【ア. 計算方法】

(計算式) 対象となる地域協議会毎の2年産主食用水稲作付面積の数量換算値 - 3年産当初配分数量 …… ㊸

縮小希望合計の5割 × $\frac{\text{---}}{\text{(㊸の地域協議会から示された合計数量)}}$

*㊸は「3年産当初配分数量」が「2年産主食用水稲作付面積の数量換算値」を下回った地域協議会が対象
 *アの計算方法による配分は各地域協議会の「2年産主食用水稲作付面積の数量換算値」を上限とする

【イ. 計算方法】

(計算式) 対象となる地域協議会毎の3年産当初配分数量 …… ㊹

縮小希望合計の5割 × $\frac{\text{---}}{\text{(㊹の地域協議会から示された合計数量)}}$

② 縮小希望数量が拡大希望数量を超える場合

上記①の計算によらず、縮小希望協議会の申出数量全量を縮小し、拡大希望協議会へ申出数量を配分する。

なお、縮小希望数量と拡大希望数量の差分については、地域協議会間調整における県留保分とする。

③ 縮小希望数量又は拡大希望数量が無い場合

縮小希望協議会が無く拡大希望協議会がある場合又は、拡大希望協議会が無く縮小希望協議会がある場合は、申出数量全量を調整未了とする。

なお、地域協議会間調整で県留保分があり、第2回以降で縮小希望協議会が無く拡大希望協議会がある場合は、上記①の計算方法により、拡大希望協議会の申出数量全量を対象に県留保分の配分を行う。

また、第2回以降の地域協議会間調整で拡大希望協議会が無い場合、縮小希望協議会があっても申出数量全量を調整未了とし、県留保分は第2回までの地域協議会間調整における縮小希望協議会の申出数量に基づき按分した数量を返還する。ただし、2回目以降で縮小希望のあった地域協議会に対する調整分の転換作物面積に応じた10a当たり5千円の産地交付金の配分は変更しない。

(7) 調整の留意事項

地域協議会間調整は、基準数量を順守する地域協議会をもって調整する。
 調整未了となった場合には、創意工夫により、全地域協議会での生産調整達成に努めることとする。

(8) 2月25日以降の数量調整

2月25日以降、新たな縮小希望数量が明らかに発生することが見込まれる場合は、調整可能な期間内に限り本調整方法に準じて数量調整を行う。
ただし、出し手地域協議会への産地交付金の交付は行わないものとする。

3. 地域協議会間調整数量の決定・通知・報告

地域協議会間調整会議を開催し、調整数量を決定する。

地域協議会間調整会議は、県協議会事務局会議をもってあてることとし、調整結果について、地域協議会へ通知するとともに、県協議会総会に報告するものとする。

4. 地域協議会間調整スケジュール

12月9日(水)～12月11日(金)	令和3年産の第1回意向調査の実施
12月14日の週	地域協議会間調整会議の開催 ・意向調査結果と数量調整 ・対象地域協議会への通知
1月25日(月)～2月25日(木)	令和3年産の第2回意向調査の実施
3月上旬	地域協議会間調整会議の開催 ・意向調査結果と数量調整 ・対象地域協議会への通知
3月下旬	第3回県協議会通常総会における 調整結果報告

令和3年度石川県水田フル活用の基本的な考え方（案）

石川県農業活性化協議会

全国の令和元年産の作付面積は平成30年産から横ばいとなったものの、一部の地域で作況指数が悪く、生産量が国の示す需給見通しと概ね同水準となったため、令和元年産米価は、平成30年産を若干上回る水準となった。

一方、令和2年産の全国の主食用米生産量は、適正生産量を6～15万トン上回り、更に、コロナウイルス禍による需要低下が加わり、令和2年産米価は全国的に下落することが懸念されている。

これらの状況を踏まえると、今後も主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要であり、引き続き主食用米の需給調整の取組を推進するとともに、県・生産者団体・市町が一体となり水田のフル活用を進めることで、水田農業の収益最大化と農業生産力の維持強化を図ることとする。

- 1 主食用米については、需給環境の安定に配慮しつつ、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。

『うまい・きれい石川米づくり運動』の展開を通じて、品質の向上に努めるとともに、省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。

- 2 実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、水田農業の収益最大化を図る。

- ① 麦・大豆については、団地化や2年3作体系の導入により、作付を拡大するとともに、排水対策や土づくりの取組を強化し、収量の増大・安定化を推進する。
- ② 産地戦略作物については、機械化が可能であり、水田で生産しやすい野菜の作付を拡大するとともに、今後さらに需要増が見込まれる加工用野菜の産地化を推進する。

- 3 水稻以外の作付けが困難な地域においては、加工用米、備蓄米及び飼料用米等新規需要米の作付けを推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。

- ① 飼料用米は、多収品種の作付推進等により、収量向上に取り組む。
- ② 加工用米及び備蓄米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから、引き続き生産に取り組む。
- ③ 新市場開拓用米は、他の非主食用米並の所得確保を前提に生産拡大を図る。

参 考 资 料

令和3年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(数量)

市町名	3年産当初 ①	2年産当初 ②	2年産との差 当初比較	
			③=①-②	増減率 ④=③/②
加賀市	10,859.5 ^t	11,170.3 ^t	▲ 310.8 ^t	▲ 2.8 [%]
小松市	12,420.6	12,779.0	▲ 358.4	▲ 2.8
能美市	5,859.4	6,094.5	▲ 235.1	▲ 3.9
川北町	2,799.1	2,897.9	▲ 98.8	▲ 3.4
白山市	15,712.7	16,160.5	▲ 447.8	▲ 2.8
うち翠星高校	17.3	17.3	0.0	0.0
野々市市	1,055.8	1,095.2	▲ 39.4	▲ 3.6
うち県立大学	5.3	5.4	▲ 0.1	▲ 1.9
金沢市	11,014.6	11,337.9	▲ 323.3	▲ 2.9
うち県農業試験場	45.1	45.2	▲ 0.1	▲ 0.2
河北郡市	8,002.8	8,348.9	▲ 346.1	▲ 4.1
うち津幡町	4,914.6	5,093.1	▲ 178.5	▲ 3.5
うち内灘町	216.9	235.8	▲ 18.9	▲ 8.0
うちかほく市	2,871.3	3,020.0	▲ 148.7	▲ 4.9
羽咋市	7,285.1	7,519.6	▲ 234.5	▲ 3.1
宝達志水町	4,518.2	4,638.8	▲ 120.6	▲ 2.6
志賀町	7,775.0	7,947.8	▲ 172.8	▲ 2.2
中能登町	5,105.9	5,244.0	▲ 138.1	▲ 2.6
七尾市	9,226.3	9,423.6	▲ 197.3	▲ 2.1
穴水町	1,779.3	1,846.7	▲ 67.4	▲ 3.6
輪島市	4,904.7	5,007.5	▲ 102.8	▲ 2.1
能登町	3,841.0	3,924.8	▲ 83.8	▲ 2.1
珠洲市	3,820.0	3,905.0	▲ 85.0	▲ 2.2
計	115,980.0	119,342.0	▲ 3,362.0	▲ 2.8

令和3年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(面積換算)

市町名	3年産当初 ①	2年産当初 ②	2年産との差 当初比較	
			③=①-②	増減率 ④=③/②
	ha	ha	ha	%
加賀市	2,026.0	2,076.3	▲ 50.3	▲ 2.4
小松市	2,330.3	2,393.1	▲ 62.8	▲ 2.6
能美市	1,083.1	1,126.5	▲ 43.4	▲ 3.9
川北町	498.9	516.6	▲ 17.7	▲ 3.4
白山市	2,815.9	2,896.1	▲ 80.2	▲ 2.8
うち 翠星高校	3.1	3.1	0.0	0.0
野々市市	189.2	196.3	▲ 7.1	▲ 3.6
うち 県立大学	1.0	1.0	0.0	0.0
金沢市	2,058.8	2,115.3	▲ 56.5	▲ 2.7
うち 県農業試験場	8.4	8.4	0.0	0.0
河北郡市	1,516.6	1,581.2	▲ 64.6	▲ 4.1
うち 津幡町	927.3	961.0	▲ 33.7	▲ 3.5
うち 内灘町	42.4	46.1	▲ 3.7	▲ 8.0
うち かほく市	546.9	574.1	▲ 27.2	▲ 4.7
羽咋市	1,417.3	1,454.5	▲ 37.2	▲ 2.6
宝達志水町	879.0	899.0	▲ 20.0	▲ 2.2
志賀町	1,539.6	1,576.9	▲ 37.3	▲ 2.4
中能登町	1,029.4	1,053.0	▲ 23.6	▲ 2.2
七尾市	1,886.8	1,931.1	▲ 44.3	▲ 2.3
穴水町	382.6	398.9	▲ 16.3	▲ 4.1
輪島市	1,032.6	1,060.9	▲ 28.3	▲ 2.7
能登町	829.6	851.4	▲ 21.8	▲ 2.6
珠洲市	799.2	822.1	▲ 22.9	▲ 2.8
計	22,314.9	22,949.2	▲ 634.3	▲ 2.8

令和3年産米の配分に係る市町別基準単収

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙第1の第5の2の(3)の地域の合理的な単収)

	2年産米配分 基準単収 (kg/10a) ①	元年産米配分 基準単収 (kg/10a) ②	基準単収の増減 (kg/10a) ③=①-②
加 賀 市	536	538	▲ 2
小 松 市	533	534	▲ 1
能 美 市	541	541	0
川 北 町	561	561	0
白 山 市	558	558	0
野 々 市 市	558	558	0
金 沢 市	535	536	▲ 1
津 幡 町	530	530	0
内 灘 町	511	512	▲ 1
か ほ く 市	525	526	▲ 1
羽 咋 市	514	517	▲ 3
宝 達 志 水 町	514	516	▲ 2
志 賀 町	505	504	1
中 能 登 町	496	498	▲ 2
七 尾 市	489	488	1
穴 水 町	465	463	2
輪 島 市	475	472	3
能 登 町	463	461	2
珠 洲 市	478	475	3

(注) 基準単収は、地域協議会毎の単収（農林水産統計の直近7年中最高と最低を除いた5年平均）に農林水産統計の加賀・能登別の単収に整合するよう補正して算定